建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　栗本商事株式会社　大木　健次　大阪府堺市堺区三宝町９―403―４　国土交通大臣許可（般―26）第21076号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　粟井機鋼株式会社　粟井　寛儀　大阪府大阪市西区九条南２―29―12　国土交通大臣許可（般―28）第26190号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年５月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社清水組　清水　道浩　福井県鯖江市鳥羽町22―52　国土交通大臣許可（般特―27）第25914号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年５月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サン電気設備株式会社　破産管財人　大山　七重　大阪府大阪市淀川区西中島６―９―27　国土交通大臣許可（般―23）第6762号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年５月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社富士技建　今村　明弘　大阪府大阪市淀川区東三国４―13―３　国土交通大臣許可（特―23）第8457号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年５月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社哲建　澤野　哲也　大阪府堺市美原区太井578―２　国土交通大臣許可（特―27）第22387号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年５月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックエイジフリーショップス株式会社　和久　定信　大阪府門真市大字門真1048　国土交通大臣許可（般特―26）第20765号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年５月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社新光　細見　淑子　大阪府箕面市桜ヶ丘３―４―24　国土交通大臣許可（般―24）第4593号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。